

様式第1号

会 議 録

会 議 の 名 称	所沢市保育園等運営審議会（第4回会議）
開 催 日 時	平成26年10月31日（金）午後2時から4時15分
開 催 場 所	市役所高層棟2階 203会議室
出 席 者 の 氏 名	山中 利美、渡邊 美恵子、福田 春美、野嶋 栄一郎 菊池 義信、川口 一弘、小林 伸子、梅沢 好文、藺田 公斗
欠 席 者 の 氏 名	原 勉
説 明 者 の 職 ・ 氏 名	
議 題	(1) 利用者負担のあり方について (2) 答申書（案）について (3) その他
会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料9               <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料9 - 1 所沢市保育料徴収基準額表</li> <li>・資料9 - 2 所沢市延長保育料徴収表 所沢市一時預かり保育料徴収表</li> <li>・資料9 - 3 利用者負担額（保育料）の軽減等について</li> </ul> </li> <li>・資料10               <ul style="list-style-type: none"> <li>・答申書の内容について</li> <li>・別紙（1）保育料徴収基準額表 教育標準時間認定（1号給付） 保育認定（2号給付）（3歳以上児） 保育認定（3号給付）（3歳未満児）</li> <li>（2）所沢市延長保育料徴収表</li> <li>（3）所沢市一時預かり保育料徴収表</li> </ul> </li> <li>・利用者負担に関する基本的な考え方</li> </ul>

<p>担 当 部 課 名</p>	<p>こども未来部長 仲 志津江  こども未来部次長 本田 静香</p> <p>保 育 課</p> <p>課 長 町田 真治  主 幹 守谷 秀明  主 査 後藤 欣宏、正月 誠、草薨 秀夫  松崎 清吾  主 任 北丸 淳子</p> <p>こども支援課</p> <p>課 長 浅見 仙隆  主 幹 岸 克実  副主幹 長谷川 和也  主 任 岡崎 晋二郎</p> <p>こども未来部保育課 電話04(2998)9126</p>
------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

様式第 2 号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>（傍聴希望者の入場）</p> <p>（ 1 ）利用者負担のあり方について</p>
会長	<p>審議に入る前に事務局から報告があるとのことなので、お願いしたい。</p>
事務局	<p>本日欠席している委員から事前に意見をいただいているので、報告する。</p>
事務局	<p>意見は以下の 3 点頂いている。</p> <p>1 点目は、幼稚園・認定こども園の 1 号認定子どもの利用者負担は公立・私立とも同額にしてほしい。</p> <p>この意見については、市内の公立幼稚園は新制度に移行しないので、本審議会では審議対象外である。いただいた意見については所管の教育委員会に報告する。</p> <p>2 点目は、現行の保育園の保育料は、市単独負担で国の基準額から軽減措置を講じているが、公平性の観点から 1 号認定についても同率の軽減措置を講じてほしい。</p> <p>この意見については、前回の会議で確認していただいたが、1 号給付については、低所得者の部分は 2 号給付の保育短時間認定の保育料に合わせて減額を行い、中・高所得者層の部分は、現行制度の幼稚園との公平性のために就園奨励費の水準に合わせている。この就園奨励費の水準には市単独の追加の負担分も含まれており、軽減措置を講じているものと考えている。</p> <p>3 点目は、健全な園の運営のため、国の基準にとらわれず所沢市独自の公定価格を示してほしい。また、上乗せ徴収についても、園が弾力的に対応できるようにしていただきたい。</p> <p>この審議会では、利用者負担について諮問されており、公定価格や補助金の内容については議論の対象とされていない。利用者負担を変更する際には市負担により行うので、施設の収入とは切</p>

<p>会長</p>	<p>り離れた議論であると考えている。</p> <p>上乗せ徴収への配慮については、幼稚園がある程度の上乗せ徴収を行ったとしても、1号給付と2号短時間給付との逆転を防ぐことができる配慮をした保育料の設定となっている。</p> <p>事務局からの報告について何か意見はあるか。</p>
<p>委員</p>	<p>幼稚園協会としては、今回の公定価格は傾斜配分がきつ過ぎる と考えている。一定規模以上の幼稚園では新制度へ移行することにより収入が減ってしまい、経営難に陥ることが予想されることから、現時点では、埼玉県9割の幼稚園は新制度へは移行せず、また認定こども園の半分は認定こども園を返上する事態となっている。</p> <p>今、国が示している公定価格で幼稚園が施設型給付を選択した場合、経営が成り立たないと思われる。今すぐとは言わないが、今後のことを考えると、市で何かしらの対応を考えていただきたい。</p>
<p>会長</p>	<p>この審議会は市長の諮問事項を審議する場であるので、審議については限界がある。ただ今の委員からの意見について、事務局からは何かあるか。</p>
<p>事務局</p>	<p>1号給付の利用者負担額について、市としては就園奨励費とのバランスを取りながら設定したものであり、この内容については施設型給付へ移行しない幼稚園の保育料との公平性も配慮しているものと認識している。</p> <p>国が示している公定価格は、ある一定の規模を想定して決めたものであり、これに基づき、審議会でも利用者負担について検討していただくものである。認定こども園の公定価格については、国により再度見直すとの情報もあるが、幼稚園に関しては今のところそのような情報は入っていない。</p>
<p>委員</p>	<p>そのことについては、今回の審議会での諮問内容そのものではないので、まずは諮問されている内容を先に審議したほうがよいのではないか。</p>
<p>委員</p>	<p>2号、3号給付の公定価格は示されているが、1号給付についてはまだ示されていない。</p>

事務局	1号給付についても、国による案として公定価格は示されている。
委員	公定価格については、その基準は国により示されているが、最終的には市町村が決めるものなのではないのか。
事務局	公定価格は国が決めるものである。
委員	承知した。
会長	それでは、本日の議事を進めさせていただく。前回の会議では、「利用者負担のあり方」に関し、「保育料の利用者負担額」と「公立保育園の延長保育料及び一時保育料」について、決定し、諮問内容については、ほぼまとめられるところまで来たが、今回は、前回決まった「利用者負担のあり方」について、事務局から補足説明があるので、説明をお願いしたい。
事務局	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> 資料9に基づき、所沢市保育料徴収基準額表、所沢市延長保育料徴収表及び所沢市一時預かり保育料徴収表について説明をした。 </div>
委員	延長保育について、生活保護世帯が利用する場合は、延長保育料は発生するのか？
事務局	延長保育料、また、一時預かり保育料も含めて軽減については、生活保護世帯又は市民税非課税世帯での何らかの軽減措置は検討したい。
委員	民間保育園での延長保育料についてはどのような扱いになるのか。
事務局	民間保育園の延長保育料金については、民間保育園が各自で決定するものだが、同じ市内の保育園であることから、同一の料金であることが望ましいと考えている。
委員	民間保育園の開所時間については、どのような扱いになるのか。公立の開所時間に合わせる必要があるのか。

事務局	当市における保育園の利用状況を鑑みて、各保育園で決定していただきたい。
委員	延長保育料の徴収はどのように行うのか。各保育園で徴収することになるのか。
事務局	各保育園での徴収となる。
委員	延長保育料の発生のタイミングと、徴収方法等はどのようになるのか？
事務局	具体的な運用については、現在検討しているところである。
委員	土曜日の食事代はどのような扱いになるのか。
事務局	実費を徴収する。
事務局	〔 資料9に基づき、利用者負担額（保育料）の軽減について説明をした。 〕
会長	今までの説明に関して何か質問はあるか。
委員	年少扶養控除の再計算をすることについては、ありがたいことであるが、経過措置後についてもできる限り継続していただきたい。また、見直す際には良い方向での見直しをしていただきたい。
委員	今の経過措置後の見直しについては、答申書に盛り込み、明確にしておいた方がよいと考える。
事務局	(2) 答申書(案)について 〔 資料10に基づき、答申書の内容について説明をした。 〕
会長	今までの説明に関して何か質問はあるか。

委員	資料10の答申書の内容は、これまでの審議会で合意のうえ決定したものをまとめたものかと思うが、これ以外の修正等については、会長に一任することでよいかと思う。
会長	特に他に意見がなければ、このような方向でよろしいか。
委員	異議なし。
会長	それでは、最後に何か意見等はあるか。
委員	1号給付について、所沢市内で施設型給付に移行する幼稚園は1園だけであることから、新制度に関して、幼稚園関係者は納得していない。
事務局	この度の、子ども・子育て支援新制度は、所沢市の子どもたちにとって良いものにならなければいけないし、また、市としても国や県の動向を注視しながら最善を尽くしていきたい。
委員	実際の保育現場では、生活に困窮して保育料が払えない家庭もいて、そのような家庭や子どもへの支援が大切であり、子どもが保育園に通えなくなる状況にしてはいけないと思う。また、そのような子どもたちを市全体で支えるような保育行政を今後も行っていきたい。
会長	先ほど委員が提起された問題と今回の審議会での諮問内容は必ずしも同一ではないが、提起された問題はとても重要な問題であり、このことについては、答申の際に、答申書の内容や委員の皆様からいただいた意見とは別に市長に伝えたい。
委員	今後の1号、2号、3号給付の保育料については、公立・私立ともに今回審議した内容になるのかと思うが、延長保育料及び一時預かり保育料については、今回審議した内容は公立保育園だけを対象としているので、そのことが分かるような表記にしたほうがよいのではないか。
事務局	そのような対応で検討したい。
会長	委員の皆様からは色々と意見をいただいたが、最終的に答申書

	<p>を提出できるまでの内容に至ったことに感謝する。 本日はありがとうございました。</p> <p>(3) その他</p> <p>議題(3)その他について事務局から何かあるか。</p> <p>答申書を市長に提出する件だが、前回の例にならうと、会長が委員を代表して、提出しているので、後日、会長と日程を調整させていただきたい。</p> <p>なお、委員の皆様に対しては、答申書の提出後、すみやかに、その旨を答申書の写しと併せて、別途郵送にて、報告させていただく予定である。</p> <p>ただ今、事務局から答申書の提出について、説明があったが、そのような対応でよいか。</p> <p>異議なし。</p> <p>委員の皆様におかれては、長時間、また、長期にわたるご審議いただきまして、感謝申し上げます。</p> <p>今後とも、市の保育行政にご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます、閉会とする。</p> <p>本日は、ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
会長	
事務局	
会長	
委員	
事務局	